

令和4年9月11日（日）は、 沖縄県知事選挙の投票日です！

[与那原町選挙管理委員会](#)

下記の要件を満たしている方は、与那原町で投票できます。

- ① 日本国民であること
- ② 平成16年9月12日までに生まれた方
- ③ 令和4年8月24日（基準日）時点で3カ月以上与那原町に在住している方
※ 令和4年5月24日までに与那原町に転入届を行い、令和4年8月24日まで引き続き住んでいる方

町外転出者の方 ※今回、県外転出は投票出来ません。

県内転出で、令和4年8月24日時点で、転出から4ヶ月経過しておらず、まだ、他市町村の選挙人名簿に登録されていない方は、与那原町での投票になります。

また、県内離島等遠隔地に転出された場合で、選挙日当日投票所に来ることができない場合は、不在者投票となります。

期日前投票

令和4年8月26日（金）～9月10日（土）

午前8時30分～午後8時00分

与那原町役場庁舎1階 町民ラウンジ

※投票入場券の裏面「期日前投票宣誓書」に記入し、来場されると投票がスムーズに行えます。

ハガキが紛失した場合若しくはご自宅に届いてない場合等で、お手元にない場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば再発行して投票できますので、お問い合わせください。

不在者投票

- ① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票
- ② 病院や老人ホームでの不在者投票
- ③ 郵便等による不在者投票

① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。

■ 不在者投票の手順

1. 与那原町選挙管理委員会に、投票用紙等を郵送請求又は直接請求してください。投票入場券（ハガキ）裏面の不在者投票請求書欄の記載による請求も可能です。 ※FAXや電子メールでの受付はできません。

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 16 番地
電話 098-945-3394

[不在者投票請求書 宣誓書](#) (PDF)

2. 与那原町選挙管理委員会ですべての選挙人名簿登録確認のうえ、投票用紙、投票用封筒（内封筒・外封筒）、不在者投票証明書など書類一式が、郵送にて交付されます。
※ 請求書に記載された住所宛て「速達」で送付します。
3. 郵送にて交付された書類を持って、滞在地の最寄りの市町村選挙管理委員会をお訪ねください。そこで不在者投票ができます。
4. 投票用紙は、滞在地の市町村選挙管理委員会から与那原町選挙管理委員会へ速達郵送にて返送されます。
投開票日の9月11日までに本町に届かなければ無効となりますので、出来るだけ早い時期に投票していただくようお願いします。

② 病院・老人ホームでの不在者投票

令和4年8月26日（金）～9月10日（土）

投票用紙等の請求は、入院・入所されている施設長がご本人に代わって代理で与那原町選挙管理委員会へ請求し、投票は施設長が管理する場所で行います。入院先又は入所先施設に直接お問い合わせください。
不在者投票を行うことが出来る施設一覧は、沖縄県選挙管理委員会HPより確認出来ます。

③ 郵便等による不在者投票

■ 要件

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている方のうち一定の障がいのある方や、介護保険の被保険者証を持っている方で要介護5の方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

なお、郵便投票をする場合は、予め郵便等投票証明書の交付申請の手続きが必要です。同証明書の有効期限は7年間です（ただし、要介護5の方については介護保険の被保険者証の有効期間に同じ）。

※ 手続き方法については、町選挙管理委員会へお問い合わせください。
与那原町選挙管理委員会 ☎098-945-3394

[郵便等投票証明書交付申請書](#)（PDF）

郵便等による不在者投票のできる選挙人		
障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

上記の対象者で自ら投票の記載ができない者として、次の条件に該当する方は代理の方に投票の記載をさせることができます。

障害者の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

■ 投票用紙等の請求

令和4年9月7日（水）午後5時00分（必着）まで

[郵便等投票用紙等請求書](#)（PDF）

[郵便等投票用紙等請求書（代理記載用）](#)（PDF）

投票用紙は、与那原町選挙管理委員会へ郵送で送付しなければならないので、なるべく早く投函するようにお願いします。